

ejob 事業

都市計画コンサルタント優良業務登録事業（略称：ejob 事業）

ご 利 用 の 手 引 き

2018 年度版
ejob 事業運営委員会

－目次－

ejob 事業へのご協力をお願い	・・・	2
ejob 事業について	・・・	3
ejob 事業の参加方法について	・・・	5
事業要項、業務評価要領	・・・	6
協力自治体リスト	・・・	13
平成29年度登録優良業務の実績	・・・	16

都市計画コンサルタント優良業務登録事業（略称：ejob 事業） へのご協力のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども都市計画4団体は、ejob 事業について平成 25 年度より準備を重ね、2 年間の試行を経て平成 29 年度より本格実施を開始し、本年度は 2 年目となります。

本事業は、自治体から発注される都市計画コンサルタント業務について、受注コンサルタントの仕事内容を当該発注自治体に評価していただき、優良と評価されたものを公開することにより、コンサルタントの能力向上の動機付けと同時に自治体発注事務の利便向上を図ろうとするものです。

本事業の成功には、自治体の皆様のご理解・ご協力とコンサルタントの皆様の積極的なご参加が不可欠です。本事業は都市計画業務発展の一助になるものと確信しておりますので、関係する皆様にご面倒をお掛けすることになりますが、よろしくご協力下さいますようお願い申し上げます。

平成 30 年 4 月

公益社団法人日本都市計画学会	会長 横張 真
公益財団法人都市計画協会	会長 竹歳 誠
一般社団法人都市計画コンサルタント協会	会長 松原悟朗
認定 NPO 法人日本都市計画家協会	会長 小林英嗣

ejob 事業運営委員会について

ejob 事業運営委員会（以下、運営委員会）は、本事業を管理運営する組織で、都市計画 4 団体から選出された委員によって構成されています。運営委員会の事務局は、(公財) 都市計画協会に置かれています。(4 団体協定、運営委員会規程)

■運営委員会の構成（平成 30 年 4 月現在）

日本都市計画学会	委員長	久保田 尚（学会社会連携委員会委員長）
	委員	竹内 直文（学会社会連携委員会委員）
	々	錦澤 滋雄（学会社会連携委員会委員）
都市計画協会	々	平岡 孝夫（同協会業務執行理事）
	々	藤塚 仁（同協会調査研究部長）
都市計画コンサルタント協会	々	小出 和郎（同協会理事、技術委員会委員長）
	々	木村 吉晴（同協会専務理事代行）
	々	菊地 建生（同協会技術委員会委員）
	々	佐野 雄二（同協会技術委員会委員）
都市計画家協会	々	柳沢 厚（同協会元理事、正会員）
	々	須藤 裕行（同協会正会員）
	々	柴田 和也（同協会正会員）

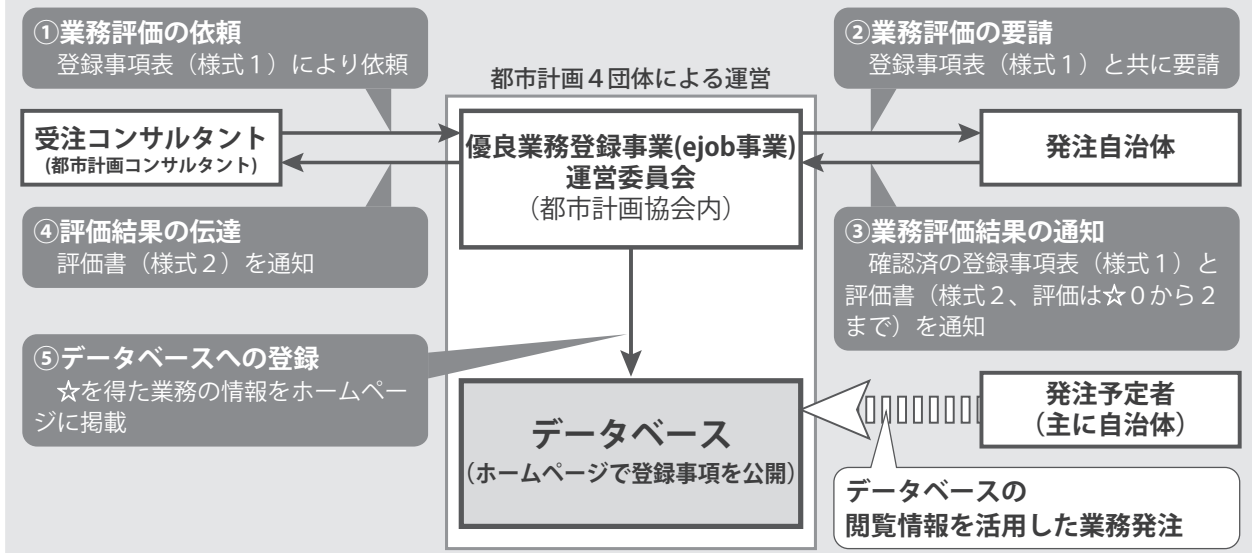
オブザーバー 国土交通省（都市局及び住宅局の関係者に適宜依頼）
自治体（都市計画関係者に適宜依頼）

ejob 事業について

ejob 事業は、自治体発注による都市計画コンサルタント業務の中で、発注自治体に優良と評価されたものを登録・公開する事業です。これにより、都市計画コンサルタント業務の質的向上及び自治体における都市計画コンサルタント業務発注の利便向上を図ることで、都市計画の適切な実践と展開に資することを目的としています。

業務の評価依頼から自治体による評価、データベースへの登録は、以下の流れで行います。

事業のスキームや登録・公開の手順



① 業務評価の依頼

業務を実施した企業(都市計画コンサルタント)は、登録事項表(様式1 : p10 参照) を記入し運営委員会へメールにて業務の評価を依頼

② 業務評価の要請

運営委員会は、評価依頼のあった案件を、自治体に登録事項表(様式1 : p10 参照) に評価書(様式2 : p10 参照) を添えて業務評価を要請。

③ 評価結果の通知

自治体は、評価書(様式2 : p10 参照) に評価結果を記入するとともに、登録事項表(様式1 : p10 参照) の記入内容を確認し、運営委員会へメールで送付。

④ 評価結果の伝達

運営委員会は、自治体の評価結果を確認し、評価を依頼した企業に評価結果を伝達。

⑤ データベースへの登録

企業へ評価結果を伝達後、発注自治体による評価で「優良」と判定された業務(☆が付いた業務)に関する情報(業務名、発注自治体、受注会社、担当技術者、業務概要等)は、(公財)都市計画協会のホームページ上のデータベース(登録優良業務一覧)に登録。

ejob 事業の メリット

自治体のメリット

■登録優良業務一覧により、専門コンサルタントが無料でわかる

- ・自治体の皆さまが発注実績の少ない分野の業務を発注するとき、当該業務に精通する都市計画コンサルタントにはどんな会社があるのか、そのコンサルタントの過去の実績はどうかなど、得たい情報をあらかじめ知ることができます。

コンサルタントのメリット

■自社プランナーの業務実績をデータベースに登録することで全国に情報発信できる

- ・本事業への登録により、コンサルタントの皆さまが手がけた優良な業務が発注自治体により評価され、記録にのこり見える化されることで、担当技術者の励みと自社のアピールになります。

■認定都市プランナー登録更新の際の CPD 単位が優遇される

- ・本事業は（一社）都市計画コンサルタント協会が実施する認定都市プランナー制度とも連携しており、認定都市プランナー登録更新の際に本事業の評価に基づき、CPD 単位が優遇されます。

※登録業務 1 件につき CPD20 単位相当として換算されます。

■98 団体のご協力

- ・平成 30 年 3 月 31 日現在、6 都道府県、92 市区町村、合計 98 自治体の本事業にご協力いただいております。13 ページをご参照ください。
- ・新たに協力表明いただいた自治体名等については、随時ホームページに掲載いたします

■データベース閲覧は無料

- ・データベース（登録優良業務一覧）については、どなたでも無償で閲覧可能です。

■自治体の参加費用も無料

- ・自治体の皆さまの本事業への参加には費用は掛かりません。

■データベースへの登録は 5,000 円/件

- ・コンサルタントの皆さまからの業務評価依頼は無料です。発注自治体に優良業務として評価された業務は、登録にあたり 1 件につき 5,000 円の費用が掛かります。

- ・優良業務の評価・登録にかかる手続きの様式は、（公財）都市計画協会ホームページ内にある「都市計画コンサルタント登録優良業務事業（ejob 事業）」のコーナーからダウンロードできます。

- ・ejob 事業についての疑問・質問とその回答につきましては、ホームページにまとめています。ぜひご確認ください。

ご協力 自治体

費用

手続き 様式

Q & A

ホームページは

ejob 事業 検索

or



or

<http://www.tokeikyoku.or.jp/touroku.html>

ejob 事業の参加方法について

自治体の 皆さまへ

本事業のデータベースがより有効なものとして機能するためには、ご協力いただける自治体の増加が何にも増して重要です。皆さまの積極的なご参加を心よりお待ちしております。

ご協力いただく場合の手順は、以下のとおりです。

- ①運営委員会に「協力する」旨のご連絡をお寄せ下さい。
- ②運営委員会事務局から「協力依頼書」と「回答雛形」をメール送信します。
- ③その内容をご確認いただき、問題がなければその旨の返信をお願いします。
- ④当運営委員会委員長名の正式な「協力依頼書」を郵送します。
- ⑤回答書が運営委員会に届きましたら、本事業のホームページ上に自治体名等を掲載します。

コンサル タントの 皆さまへ

本事業は、都市計画コンサルタントの皆さまの積極的なご参加がなければ始まりません。登録対象業務（p7 第 4 条参照）を実施された際は、是非、評価依頼を ejob 事業運営委員会宛にお出し下さい。依頼手続は、様式に沿った簡易な書類をお出しただけです。

しかし、「参加したくても協力自治体に限られていて参加できない」とお感じの方が少なくないと存じます。ejob 事業運営委員会としても、引き続き協力自治体の拡大に努めてまいります。

併せまして、コンサルタントの皆さまからの自治体への働きかけも大変有力です。ご協力が得られそうな自治体関係者を、ejob 事業運営委員会事務局に是非ご紹介下さい。

その場合の手順は、概ね以下のとおりです。

- ①働きかけ対象の自治体関係者の所属・氏名・連絡先を運営委員会にお知らせ下さい。その際、当該関係者の ejob 事業に関する感触（十分理解していただいた、話は聞いていただいた等）を併せてお知らせ下さい。
- ② ejob 事業運営委員会から、当該関係者に連絡を取り、本事業の関連諸情報を提供するとともに、本事業へのご協力を要請します。
- ③上記の結果は、働きかけていただいたコンサルタントの方に速やかにお知らせします。

平成 30 年度 評価依頼 受付

平成 30 年度の評価依頼は、次の内容で受付を行います。コンサルタントの皆さまの積極的なご参加をお待ちします。

(1) 登録対象業務

事業要項第 4 条「登録対象業務」（p7 参照）に記載の業務で、平成 29 年度に完了した業務（ただし、平成 28 年度完了業務であっても、発注自治体の了解が得られた場合は対象とします。）

(2) 受付期間

現協力自治体の発注業務	平成 30 年 5 月 7 日から同 7 月 31 日
その他の自治体の発注業務	同 7 月 31 日以降であっても、当該自治体の協力表明後、二ヶ月間受付けます

事業要項、 業務評価要領

都市計画コンサルタント優良業務登録事業要項

第1条 目的

本事業は、都市計画コンサルタントの業務実績のうち優良なもの（発注自治体による業務評価によって優良と認められたもの）を登録・公開することにより、都市計画コンサルタント業務の質的向上及び自治体における都市計画コンサルタント業務発注の利便向上を図り、もって都市計画の適切な実践と発展に資することを目的とする。

第2条 名称

本事業の名称は、「都市計画コンサルタント優良業務登録事業」とし、略称を「ejob 事業」とする。

第3条 実施体制

本事業は、（公社）日本都市計画学会、（公財）都市計画協会、（一社）都市計画コンサルタント協会及び認定 NPO 法人日本都市計画家協会による「都市計画コンサルタント優良業務登録事業に関する協定書」に定める運営委員会が管理運営する。

第4条 登録対象業務

自治体が発注した以下に示す都市計画関連業務のうち、都市計画的な提案力を求める業務（現況調査や意向把握などの基礎的作業に限定された業務以外の業務）を登録対象とする。ただし、公共工事に関する調査・設計（公共工事品確法に基づく基本方針で示されている「工事成績評定」の対象となるもの）を除く。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①総合計画関係業務 | ⑦都市防災計画関係業務 |
| ②土地利用計画関係業務 | ⑧都市環境計画関係業務 |
| ③交通計画・施設計画関係業務 | ⑨住宅・住環境関係業務 |
| ④公園緑地計画関係業務 | ⑩マネジメント関連業務 |
| ⑤景観計画関係業務 | ⑪その他都市計画に関連する業務 |
| ⑥市街地整備計画関係業務 | |

第5条 登録事項

公開情報として登録するものは以下の事項とする。

- | | | |
|---------------|-------------------------------|---------------|
| ①業務分野 | ②業務名 | ③発注者（自治体担当部局） |
| ④履行期間 | ⑤担当技術者（進行責任者と作業主担当を明記） | |
| ⑥対象地域等 | ⑦JVによる場合又は再委託先がある場合には、その必要事項* | |
| ⑧業務内容 200 字以内 | ⑨発注者（自治体担当部局）の評価 | |

*⑦の必要事項：JVによる場合は相手方の名称及び主な役割分担、再委託先がある場合はその名称と主な委託事項

第6条 登録・公開の手順

1) 評価の依頼

登録を希望するコンサルタント（自治体から直接受注した者に限る。）は、登録対象業務を選定し、登録事項表（様式1）添えて、第3条に規定する運営委員会に業務評価を依頼する。この依頼は、原則として、評価対象業務の契約期間終了月の翌月から四ヶ月以内に行うものとする。ただし、本事業への協力表明がこの期間終了日の二ヶ月前以降となった自治体からの発注業務については、協力表明後二ヶ月以内に行うものとする。

2) 発注者への要請

運営委員会は、依頼を受けた後速やかに、当該業務の発注者（自治体担当部局）に対し、登録事項表の内容確認及び業務評価を要請する。

3) 評価結果の通知

要請を受けた発注自治体は、当該業務が本評価事業に馴染まないと判断した場合を除き、登録事項表の内容に誤りがないことを確認した上で当該業務を評価し、登録事項表（自治体確認欄記入済みのもの）及び評価書（様式2）を運営委員会に送付する。

4) 評価結果の伝達

運営委員会は、送付された評価書を速やかに当該コンサルタントに回送する。

5) 登録依頼

評価書において第7条4)の☆印を得たコンサルタントは、第9条に規定する登録料を添えて運営委員会に登録を依頼するものとする。

6) 関係情報の登録・公開

運営委員会は、登録情報シートに第5条の登録事項を記載し、（公財）都市計画協会のホームページ上のデータベースに掲載する。データベースの登録情報は、一般に無料公開する。

7) 評価に対する不服申立て

業務評価結果に対する不服申立ては、認めない。

第7条 発注自治体による業務評価

- 1) 対象業務の評価は、業務契約に示された期間ごとに区分して行う。ただし、複数年の継続業務については、発注自治体の判断により、全体を一括して評価対象とすることができるものとする。
- 2) 発注自治体は、原則として、評価要請を受けてから二ヶ月以内に評価を行うものとする。
- 3) 評価項目については、本事業の趣旨及び評価作業の簡便化の観点から、管理技術力や個人・組織の取組み姿勢等は対象とせず、成果のクオリティに直接関わる専門技術力、コミュニケーション力、成果の品質を対象とする。
- 4) 評価方式は、被評価者のインセンティブを確保するため、減点方式ではなく加点方式とし、表記は☆印（特に優れている業務:☆☆、それに準ずる程度に優れている業務:☆）によるものとする。
- 5) 発注自治体は、評価の安定確保を図るため、運営委員会が定める「業務評価要領」に即して評価を実施するものとする。

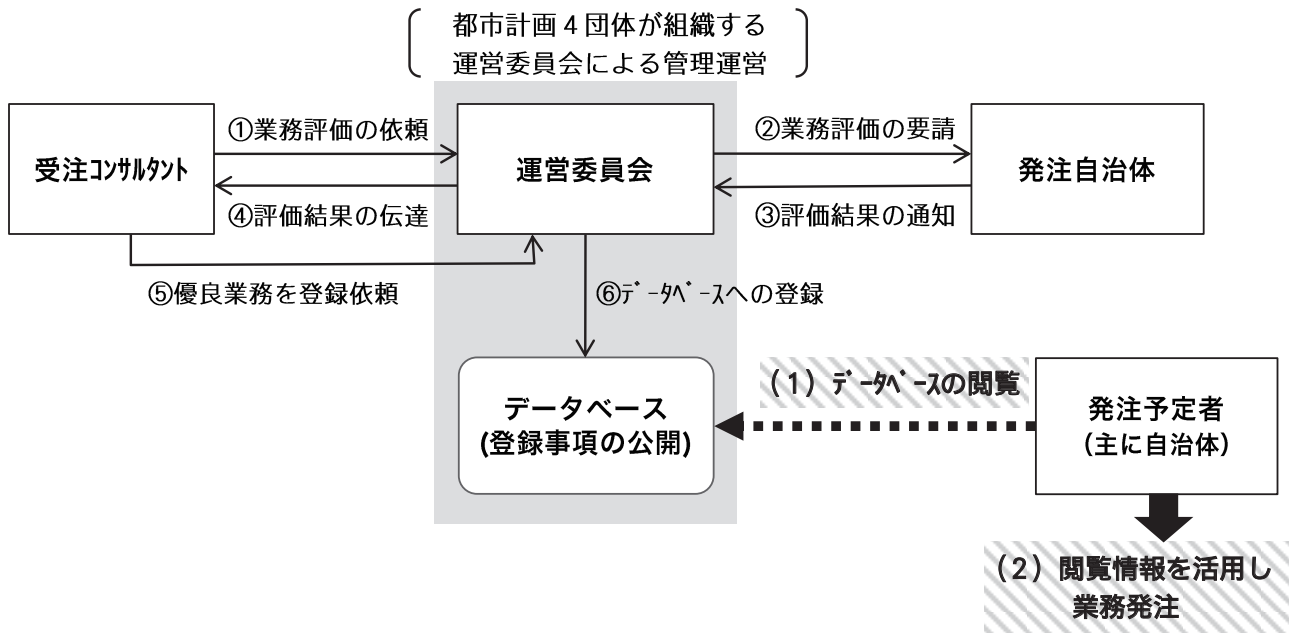
第8条 運営委員会と自治体との取組み

本事業の円滑かつ安定的な運用を確保するため、協力自治体（本事業に協力する意思を表明した自治体）と運営委員会とは、本事業の運用に先立ち、双方の役割を確認する等のため、協定、申合せその他の方法により一定の取決めを行うものとする。

第9条 登録料

登録を依頼するコンサルタントは、運営委員会が別に定める登録料を運営委員会に納付しなければならない。

【参考1】 ejob 事業スキーム図



【参考2】 登録対象業務の具体例

登録対象業務（業務分野）	具体例
①総合計画関係業務	国土計画、地方・広域計画、都市総合計画・都市計画マスタープラン、都市再生整備計画、立地適正化計画、観光・農山漁村振興計画 など
②土地利用計画関係業務	土地利用計画、地域地区制度活用、地区計画 など
③交通計画・施設計画関係業務	都市総合交通計画、交通施設計画(鉄道・新交通・街路・自転車道、駅広、駐車場、駐輪場等)、バリアフリーのまちづくり など
④公園緑地計画関係業務	緑の基本計画、緑地・公園計画、農とみどりのまちづくり など
⑤景観計画関係業務	景観計画、景観まちづくり、都市デザイン、自然・歴史等のまちづくり など
⑥市街地整備計画関係業務	都市再生整備計画、再開発事業計画、土地区画整理事業計画、密集市街地整備、中心市街地活性化 など
⑦都市防災計画関係業務	都市防災・地域防災計画、避難・誘導計画、宅地防災、災害復興など
⑧都市環境計画関係業務	環境基本計画、環境影響評価、低炭素対策、スマートシティ・エネルギー供給計画、廃棄物政策 など
⑨住宅・住環境計画関係業務	住宅政策関連計画、地域高齢者福祉計画、健康・医療・福祉のまちづくり、住宅地計画・住宅地再生計画、防犯まちづくり など
⑩マネジメント関係業務	プロジェクトマネジメント、エリアマネジメント、官民連携等のアドバイザー など
⑪その他都市計画に関連する業務	まちづくり条例案策定、都市計画法令案策定、都市・地域の解析・調査分析 など

(注) 関係権利者等との協議調整、ワークショップ、事後評価などの業務は、その目的となる計画、事業等の業務分野とする。

様式2 評価書

都市計画コンサルタント
優良業務登録事業運営委員会御中

平成 年 月 日

発注自治体担当部局名

評価書

依頼のあった下記業務に関する業務評価の結果を通知します。

業務名	評価者数	名	総合評価
受注者名			

評価項目	視 点	平均評価 (注) (○数の合計÷評価者数)
1. 専門技術力	業務目的等への対応力	
	関連情報の収集・分析力	
	課題解決の提案力	
2. コミュニケーション力	説明力・プレゼンテーション力	
	調整力	
3. 成果の品質	目的の達成度	
	表現力	
合 計		

(注) 本評価は加算方式であるので、平均評価が「0」と表記されたとしても、必ずしもその相点が劣っていることを意味するものではない。

特記事項	
上記評価を補足する上で必要な事項	

(コンサルタントの今後の業務の参考とするため、できるだけご記入下さい)

様式1 登録事項表

コンサルタント名

(所在地 電話番号・メールアドレス)

① 業務分野	
② 業務名	
③ 発注者(自治体担当部局)	
④ 履行期間	
⑤ 主担当技術者	ABの別・所属・氏名
⑥ 対象地域等	
⑦ JV等に関する事項	(調査検討事項) *
⑧ 業務内容 (200字以内)	(提案内容) *

* 調査検討事項ごとに提案内容を記載しても結構です。その場合は中央の点線を削除して下さい。
文字数は、調査検討事項と提案内容を合わせて200字以内でご記入下さい。

(自治体確認欄)

上記の内容について相違ない旨確認しました。

平成 年 月 日
自治体 (担当部局) 名

業務評価要領

第1 目的

この要領は、優良業務を登録するという本事業の目的にそって、自治体による都市計画コンサルタ
ントの業務評価が適正かつ円滑に行われるために、必要な事項を定める。

第2 評価者

- 1) 自治体の業務評価の責任者は、当該業務の実施状況を把握している職員の中から、業務評価を行
う者（評価者）を2名以上選任する。
- 2) 評価者は必要に応じて相互に意見交換を行うものとするが、最終的な評価については各評価者は
独立して判断を行うものとする。

第3 評価の方法

- 1) 評価は、3つの評価項目に対応して、下表の視点及び評価基準により行う。

評価項目	視点	評価基準
専門技術力	業務目的等への対応力	当該業務の目的を正確に理解し、業務内容や対 象地域の特性に即応した的確な検討がなされた。
	関連情報の収集・分析力	当該業務に関連する多面的な情報収集及び必要 な分析がなされ、それらが的確に提案に生かさ れた。
	課題解決の提案力	課題の解決に向けて、適切で説得力ある解決案 が提示された。
コミュニケーション力	説明力・プレゼンテーション 力	場面に応じた適切な表現媒体を用い、曖昧な表 現がなく、的確かつ論理的で感度のよい説明が なされた。
	調整力	説明に際し、相手の理解度を把握するよう努力 し、的確かつ明確な説明や、粘り強い調整対応 等の工夫により、業務が遂行された。
成果の品質	目的の達成度	要求仕様に対する的確な検討結果が提示され、 有用で質の高い最終成果として取りまとめられ た。
	表現力	最終成果が、簡潔で理解しやすく表現され、記 載方法等についても意欲的な創意工夫がみられ た。

- 2) 各評価者は、評価視点ごとに評価基準に対する達成度を判断し、高いレベルで達していると認め
られる場合は「◎」、それに準じたレベルで達していると認められる場合は「○」をそれぞれ付す。
その際、下表を参考として用いるものとする。

5段階評価との関係（目安）

5段階評価	評語	達成度	評価
5	Excellent	90以上	◎
4	Good	70～90	○
3	Upper average	60～70	—
	Lower average	40～60	—
2	Below average	20～40	
1	Poor	20以下	

- 3) 評価者全員の○数(◎は2とする)の合計を評価者数で除した数(様式2「評価書」中の合計欄の数)が、11以上の業務を☆☆、7以上の業務を☆とし、これを総合評価とする。
- 4) 上記の評価項目及び視点のほか、当該業務の評価にあたり補足すべき事項(評価視点のうち特にコメントすべき点、評価の視点には包含されないが評価すべき努力、今後同種の業務を行う際に努力を要請したい事項等)がある場合は、「特記事項」として記述する。

<参考> 評価基準の解説

評価項目	視点	評価基準	評価基準の解説
1. 専門技術力	① 業務目的等への対応力	当該業務の目的を正確に理解し、業務内容や対象地域の特性に即応した的確な検討がなされた。	⇒当該業務に関する発注者の意図を深く理解するとともに、業務対象の社会的・歴史的背景を踏まえた上で、新たな切り口等によりの確な分析・検討がなされたなど。
	② 関連情報の収集・分析力	当該業務に関連する多面的な情報の収集及び必要な分析がなされ、それらが的確に提案に生かされた。	⇒多面的な情報とは、例えば幅広い関連事例・関連項目、他の分野への影響など。
	③ 課題解決の提案力	課題の解決に向けて、適切で説得力ある解決案が提示された。	⇒課題の所在や内容を可視化し、課題に対して専門性・創造力をもって実現性も踏まえた提案がなされたなど。
2. コミュニケーション力	① 説明力・プレゼンテーション力	場面に応じた適切な表現媒体を用い、曖昧な表現がなく、的確かつ論理的で感度のよい説明がなされた。	⇒分かり易い図表、模型、CGなどを状況に即して的確に活用し、一般論と当該業務固有の論点が明確に区分され、発注者等の質問に対し、意図を深く理解し、ポイントをおさえた的確な回答がなされたなど。
	② 調整力	説明に際し、相手の理解度を把握するよう努力し、的確かつ明確な説明や、粘り強い調整対応等の工夫により、業務が遂行された。	⇒発注者が求めているものを理解した上で、発注者を含む関係者の意見を受け入れる態度、協調性をもって業務を遂行した、業務において意見の相違が生じた場合に、対立点を論理的に整理し、粘り強い適切な調整力により、発展的な結論や成果を導き出したなど
3. 成果の品質	① 目的の達成度	要求仕様に対して的確な検討結果が提示され、有用で質の高い最終成果として取りまとめられた。	⇒仕様にある検討項目について必要に応じて深掘りした検討が行われ、かつ、論旨や提案の根拠及び背景が的確に記述され、発注者としての有効活用が見込める最終成果となったなど。
	② 表現力	最終成果品が、簡潔で理解しやすく表現され、記載方法等についても意欲的な創意工夫がみられた。	⇒成果品(報告書、計画書等)の構成が内容を理解する上で適切なものとなっており、表現方法においても巧みな図解等によって、理解しやすいものになっているなど。

協力自治体リスト

平成30年3月28日現在(98自治体)

自治体	評価を実施していただける部局	
北海道	都市計画課	
群馬県	都市計画課	
長野県 *	建設部	
愛知県	都市計画課	
鳥取県	県土整備部技術企画課	
福岡県	都市計画課	
青森県	弘前市 *	都市環境部
	八戸市	都市政策課
山形県	南陽市	建設課
岩手県	久慈市	政策推進課
	陸前高田市	都市計画課
宮城県	大河原町	地域整備課
福島県	福島市	都市計画課
	郡山市	都市計画課
	伊達市	建設部都市整備課、産業部商工観光課、伊達総合支所、月舘総合支所
茨城県	水戸市	都市計画部
栃木県	宇都宮市	都市計画課、市街地整備課、住宅課、緑のまちづくり課
	足利市	都市計画課、市街地整備課
群馬県	館林市	都市計画課
埼玉県	さいたま市	都市計画部
	川口市	都市計画部、都市整備部
	熊谷市	都市計画課
	八潮市 *	都市計画課、公園みどり課、区画整理課、開発建築課
	本庄市	都市計画課
	春日部市	都市計画課
	所沢市	街づくり計画部
	久喜市	都市計画課
	北本市	都市計画課
	毛呂山町	まちづくり整備課
	戸田市	都市整備部
	深谷市	都市計画課
	越谷市	都市計画課
川越市	都市計画部	
千葉県	千葉市 *	都市総務課、海浜活性化推進課、都市計画課、交通政策課、都心整備課、市街地整備課
	柏市	中心市街地整備課
	浦安市	都市計画課
東京都	千代田区 *	景観・都市計画課、麹町地域まちづくり課、神田地域まちづくり課
	港区	街づくり支援部
	墨田区	都市計画課、住宅課、建築指導課、防災まちづくり課、都市整備課、土木管理課、道路公園課、立体化推進課、拠点整備課
	豊島区	都市整備部
	練馬区 *	都市整備部
	足立区	都市建設部
	葛飾区 *	調整課、街づくり推進課
	江戸川区	都市開発部
	八王子市	都市総務課、土地利用計画課、都市計画課、交通企画課
	立川市	都市計画課、まちづくり推進課、交通政策課、建築指導課
	府中市	計画課
	武蔵野市	都市整備部
	町田市	経済観光部、道路部、都市づくり部
国分寺市	まちづくり部	

自治体		評価を実施していただける部局
神奈川県	横須賀市	都市計画課、市街地整備景観課
	藤沢市	都市計画課、藤沢駅周辺地区整備担当、西北部総合整備事務所
	小田原市	都市政策課、都市計画課、まちづくり交通課
	逗子市	まちづくり景観課
	三浦市	全部局
	厚木市	都市計画課
	大和市	街づくり計画部
	平塚市	まちづくり政策部、都市整備部
	茅ヶ崎市	拠点整備課
	海老名市	まちづくり部
	座間市	都市計画課
	綾瀬市	都市計画課
	新潟県	新潟市
長岡市		都市計画課、住宅施設課、中心市街地整備室
富山県	富山市	都市整備部
石川県	金沢市	都市計画課
長野県	長野市 *	都市政策課、市街地整備課、公園緑地課、駅周辺整備課、交通政策課
	松本市	都市政策課
	上田市	都市計画課
	安曇野市	都市計画課、建築住宅課
	須坂市	まちづくり課
	塩尻市	建設事業部
	御代田町	建設水道課
	小布施町	建設水道課
	高山村	総務課
静岡県	静岡市	都市計画部
	富士宮市	都市計画課
	島田市	都市政策課
	伊豆市	都市計画課
岐阜県	岐阜市	都市計画課
	多治見市	都市政策課
	可児市	都市政策課
愛知県	岡崎市	都市計画課
	一宮市	住宅政策課、公園緑地課、都市計画課
	小牧市	都市政策課、みどり公園課、区画整理課
	東海市	都市整備課
三重県	津市	都市計画部
	伊勢市	都市計画課
京都府	舞鶴市	都市計画課、企画政策課
大阪府	吹田市	都市計画室
	松原市	まちづくり推進課
兵庫県	加西市	都市計画課
島根県	大田市	建設部
岡山県	岡山市	事業政策課
	倉敷市	都市計画課
広島県	広島市	都市整備局都市計画課
福岡県	北九州市 *	企画調整局、建設局、建築都市局
熊本県	熊本市	都市政策課、都心活性推進課、開発計画課

注 1 この表は、新規に自治体から協力表明をいただいた時点で逐次更新されます。

注 2 *印のある自治体に評価依頼される場合は、留意事項をお伝えしますので、予め事務局にご連絡下さい。

平成29年度
登録優良業務
の実績

登録優良 業務実績 の見方

優良業務のデータベースは、ejob事業のホームページからダウンロードできます。そのうち、平成29(2017)年度ものを次頁以降に掲載します。

データベースは、エクセルデータにより提供されており、下記のような内容を見ることが出来ます。

評価の例

No.	業務分野	業務名	発注者情報			履行期間	コンサルタント情報				IV. 再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価(総合評価)	特記事項	
			発注者	担当部局	連絡先(市代表)		企業名称	所在	電話番号	E-mail					中心した技術者
H29-1	①	平成28年度都市計画マスタープラン策定調査	●●市	都市計画部	●●●●●●●●	2016年●月●日 ～ 2017年●月●日	●●●●●●●●	●●●●●●●●	ejob@tokekyou.or.jp	第一計画部 佐藤としお	第一計画部 中村マチコ	なし	東京都市部	☆☆	

I 業務分野

登録されている業務分野は①～⑪まであります。

- ① 総合計画関係業務
- ② 土地利用計画関係業務
- ③ 交通計画・施設計画関係業務
- ④ 公園緑地計画関係業務
- ⑤ 景観計画関係業務
- ⑥ 市街地整備計画関係業務
- ⑦ 都市防災計画関係業務
- ⑧ 都市環境計画関係業務
- ⑨ 住宅・住環境関係業務
- ⑩ マネジメント関連業務
- ⑪ その他都市計画に関連する業務

II 発注者情報

業務を発注した自治体、担当部局、連絡先は記載されています。

III コンサルタント情報

業務を受注したと都市計画コンサルタントの情報が掲載されています。単に企業名だけでなく、業務を主に担当した技術者の名前(末尾のPは認定プランナー)も記載されています。

IV 発注者の評価

評価は「専門技術力」「コミュニケーション力」「成果の品質」の3項目7つの視点に基づいて行われます。上記評価を統合し、高いレベルの評価となった業務が「☆☆」の2項目で記載されています。

V 業務内容

業務内容には、受注コンサルタントが業務を実施するにあたってポイントとなった都市計画的な提案内容が記載されています。じっくり読むと、コンサルタントの専門性や力量が垣間見られます。

VI 特記事項

発注自治体が、左記の「総合評価」以外に補足しておきたいコンサルタントの情報について記載されています。

No.	業務分野	業務名	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	JV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価(総合評価)	特記事項
			発注者	担当部署	連絡先(市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心的に指揮した技術者					
H29-1	さいたま市立地適正化計画策定業務	さいたま市	都市局都市計画部都市計画課	048-829-1403(都市計画係)	2016年6月3日～2017年3月24日	日本工営株式会社	東京都千代田区九段北1-14-6	03-3238-8180	ml-saitama-tekiseika@dx.n-koel.co.jp	都市・交通計画部 福田麻里子 市本哲也 大塚和幸	都市・交通計画部 宮下奈緒子	埼玉県さいたま市	なし	(調査検討事項) (1)前提条件の整理(2)立地適正化計画の検討(3)計画の達成状況に関する評価手法の検討(4)検討のための意見聴取等(提案内容) 人口120万人超が暮らし、10の行政区において多様な課題が見られる大都市の特性を踏まえ、現状及び将来の人口見通しに基づき都市構造上の課題を即地的に分析し、立地適正化計画で対応すべき課題、誘導区域・施策等を検討した。また、関連取組の状況や支援制度等を踏まえ、計画の実効性を高めるための配慮事項等を整理した。	☆	
H29-2	相原駅周辺街づくり検討業務委託(2016年度)	町田市	都市づくり部地区街づくり課	042-724-4248	2016年4月1日～2017年3月17日	株式会社住宅・都市問題研究所	東京都渋谷区幡ヶ谷3-20-1トライビル	03-6276-7155	hup@nifty.com	岡田利幸	平井允 [Ⓐ]	東京都町田市相原駅周辺	なし	(調査検討事項) JR横浜線相原駅の南側を通る町田街道の整備計画を受けて、駅西口側では地域の活性化に資する地区整備、駅東口側では町田街道と東口広場を結び地区内交通を担うアクセス路整備と沿道の土地利用誘導が課題になっていた。(提案内容) 西口地区では「西口を考える会」を開催し、共同事業の計画と地元組織化の支援策、東口地区では「東口地区検討会」を開催し、アクセス路ルートと沿道整備方針になる土地利用計画案を提案している。	☆☆	
H29-3	町田市都市計画マスタープラン(実施方針)中間見直し調査業務委託	町田市	都市づくり部都市政策課	042-724-4248	2016年5月11日～2017年3月17日	株式会社アルテック	東京都港区赤坂8-10-39 赤坂KSAビル2階	03-3478-108	info@artep.co.jp	佐野雄二 [Ⓐ] 田村夏美 [Ⓐ] 田淳志	中川智之 [Ⓐ]	東京都町田市全域	なし	(調査検討事項) 2011年に策定した町田市都市計画マスタープランについて、計画の中間期における進捗確認を実施し、結果を公表。結果を踏まえ計画後期に実施する施策・事業の中間見直しを実施した。(提案内容) 本業務では現行の都市マスターの中間見直しを実施するだけでなくとどまらず、人口減少期を迎える同市の次期都市マスターの全面改定に向けて、今後早急に検討を進める具体的なテーマや視点を検討精査し、学識経験者の議論を踏まえ計画に記載した。	☆	
H29-4	平成28年度大東委第29号宮川地区振興整備プラン検討調査業務	静岡市	都市局都市計画部大谷・東静岡周辺整備課	054-238-1981	2017年1月5日～2017年3月31日	昭和株式会社	東京都千代田区平河町1-7-21	03-5276-8775	kaihatsu_hnb@showa.co.jp	静岡技術室 樋口智哉	静岡技術室 小宮秀隆	静岡県静岡市宮川地区	なし	(調査検討事項) 静岡市大谷小浜地区内の宮川地区(約37ha)において、地区レベルの具体的な整備、開発、保全のための施策を展開するための前提事項を明らかにする。(提案内容) 過去の経緯分析から、民間事業者の参画条件に合わせるため、以下の内容を提案。 ・土地区画整理事業を基本とし、民間意向を踏まえた条件整理、事業範囲精査を提案 ・地権者意向の把握と計画の理解 ・各種現行制度改定の必要性及び市民への啓発等	☆	

No.	業務分野	業務名	発注者	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	JV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価(総合評価)	特記事項
				担当部署	連絡先(市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心的に指揮した技術者	主担当技術者					
H29-5	①	都市計画基本方針策定委託	川口市	都市計画部 都市計画課	048-242-6332	2016年5月16日 ～ 2017年3月31日	昭和株式会社	東京都千代田区平河町1-7-21	03-5276-8775	kaihatsu_hnb@sho-wa.co.jp	都市調査室 中山 裕夫	都市調査室 河村 健人 横山 綾乃	埼玉県川口市全域	なし	(調査検討事項) 旧鳩ヶ谷市との合併や第5次川口市総合計画の策定、社会情勢の変化などを踏まえ、川口市都市計画基本方針の改定計画の策定支援を行った。 (提案内容) 市内の全10地域において、地域別の現況～課題～方針について詳細な調査検討を行い、それらを集約・統合する形で、市全体の都市構造の検討を行った。地域からのボトムアップ形式による計画立案により、時代に即し、実効性の高い基本方針を提案した。	☆	
H29-6	①	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)事後評価業務委託	足立区	都市建設部 市街地整備室 区画整理課	03-3880-5927	2016年5月14日 ～ 2017年2月28日	昭和株式会社	東京都千代田区平河町1-7-21	03-5276-8775	kaihatsu_hnb@sho-wa.co.jp	都市調査室 森井 益恵	都市調査室 松坂 まな	東京都足立区葛西用水沿道地区	なし	(調査検討事項) 都市再生整備計画の事後評価により、今後のまちづくりのあり方の検討及び住民公表資料の作成を実施 (提案内容) 当該地区のまちづくりの目標の実現や事業による効果を定量的に把握できるものとして、新たに4つの指標を設定・整理計画期間内の整備を見送った3つの基幹事業について、区とまてめた方針を踏まえ、依然として残る地域の課題として事後評価における今後のまちづくりの方策を設定・整理	☆	
H29-7	①	舞鶴市立地適正化計画策定業務【その1】舞鶴市都計第2号	舞鶴市	建設部 都市計画課	0773-66-1048	2016年7月5日 ～ 2017年3月31日	日本工営株式会社	東京都千代田区九段北1-14-6	03-3238-8180	ml-maizuru@dx.n-koei.co.jp	都市・交通計画部 宮下 奈緒子	都市・交通計画部 市本 哲也 森川 裕貴	京都府舞鶴市	なし	(調査検討事項) 1. 誘導方針の見直し及び誘導施策の作成 2. 目標値の設定及び施策の達成状況に関する評価方法の検討 3. 関係機関および市内調整支援、検討会運営支援等 (提案内容) まちなか再生の核となる東西2つの鉄道駅周辺に着目し、賑わい創出や高齢者の居住誘導に資する駅前の整備方針や誘導施設の設定要案を提案した。この検討結果をもとに、検討会議や庁内会議等の開催を支援し、意見を反映したうえで、舞鶴市立地適正化計画の素案として取りまとめた。	☆☆	
H29-8	③	平成27年度小布施町渋滞対策検討調査(効果調査業務)	小布施町	建設水道課	026-247-3111	2015年10月13日 ～ 2016年3月18日	株式会社地域総合計画	長野県須坂市大字野辺1354-1	026-248-3645	ch-kika@chikisougou.co.jp	代表取締役 野平 芳一	都市計画事業部 宮川 千裕	長野県上高井郡小布施町小布施町内	なし	(調査検討事項) 小布施町の国道403号の渋滞解消に向けて実施した道路交通社会実験結果の効果分析。 (提案内容) 町中心部を通る国道403号の渋滞解消を図るために実施した「道路交通社会実験」の効果进行分析した。分析の結果、一定程度の効果を確認することができたことから、今後は設置した「交通誘導看板」の標記を見直す等の更なる効果向上のための施策等を提案した。	☆	

No.	業務分野	業務名	発注者情報				コンサルタント情報						業務対象地域等	JV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価(総合評価)	特記事項
			発注者	担当部局	連絡先(市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心的に指揮した技術者	主要技術者					
H29-9	③	平成27年度小布施町渋滞対策検討調査(道路交通社会実験業務)	小布施町	建設水道課	026-247-3111	2015年10月13日～2016年3月18日	株式会社地域総合計画	長野県須坂市大字野辺1354-1	026-248-3645	ch-kika@chikisougou.co.jp	代表取締役 野平 芳一	都市計画事業部 宮川 千裕	長野県上高井郡小布施町小布施町内	なし	(調査検討事項) 小布施町における国道403号の渋滞解消に向けた道路交通社会実験の実施。(提案内容) 町中心部を通る国道403号は、観光シーズン中は交通集中により慢性的に渋滞が発生しており、沿線の住民の生活に悪影響を及ぼしている。この渋滞を解消させるために、通過交通の迂回と、来街者の町内駐車場への適切な誘導を図るための社会実験を実施した。具体的には、数カ所の交差点の迂回と町内駐車場への誘導を促した。	☆	
H29-10	③	平成28年度小布施町中心市街地渋滞対策調査業務	小布施町	建設水道課	026-247-3111	2016年7月28日～2017年3月21日	株式会社地域総合計画	長野県須坂市大字野辺1354-1	026-248-3645	ch-kika@chikisougou.co.jp	代表取締役 野平 芳一	都市計画事業部 宮川 千裕	長野県上高井郡小布施町小布施町内	なし	(調査検討事項) 小布施町を通る国道403号の渋滞解消のために実施した「道路交通社会実験」の効果を踏まえた全町的な交通体系の検討。(提案内容) 「道路交通社会実験」の効果を踏まえ、町内の駐車場への適切な誘導施策や国道403号の渋滞解消に寄与する適切な駐車場の在り方について提案した。また、インターネット等の電子媒体や町内の既存公共交通を用いる等、複合的な視点から国道403号の渋滞解消に向けた様々な施策を提案した。	☆	
H29-11	①、②	長野市都市計画マスタープラン改定(立地適正化計画策定等)支援業務委託	長野市	都市整備部 都市計画課(現：都市政策課)	026-224-5050	2015年9月10日～2017年3月31日	株式会社日建設計総合研究所	東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワビル3階	03-5259-6080	takemuran@mikken.jp	竹村 登① 上野 和彦	大嶋 亜澄 藤田 朗	長野県長野市全域	なし	(調査検討事項) 都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の作成を同時に行った。(2か年業務)(提案内容) 現況分析、都市機能立地等の分析や、将来都市構造の設定、土地利用検討等において、都市計画内容を連携させて検討した。また、都市計画区域外の中山間地域における小さな拠点等の検討も行った。市民とまちづくりの方向性を共有するため、親しみやすくわかりやすい計画書やパンフレット内容の作成も行った。	☆☆	
H29-12	①	平成28年度都計委第3号静岡市立地適正化計画(案)(都市機能誘導区域)作成業務	静岡市	都市局 都市計画部 都市計画課	054-221-1409	2016年5月30日～2017年3月31日	一般財団法人計量計画研究所	東京都新宿区市谷本村町2-9	03-3268-9911	yurai@ibs.or.jp	都市・地域計画研究室 荒井 祥郎	都市・地域計画研究室 溝口 秀勝 正木 恵 榎山 和哉	静岡県静岡市	なし	(調査検討事項) 本業務は、静岡市立地適正化計画基本方針(案)を踏まえ、都市機能の集約に係る検討等を行い、静岡市立地適正化計画(案)(都市機能誘導区域の先行的な設定)を作成するものである。(提案内容) 静岡市のコンパクトな地域特性を生かすとともに、人口減少対策の下支えとなることをねらいとして、都市拠点・地域拠点の拠点性や魅力を高められるよう誘導施設、都市機能誘導区域、誘導施策をとりまとめた。	☆	

No.	業務分野	業務名	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	JV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価(総合評価)	特記事項	
			発注者	担当部署	連絡先(市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心的に指揮した技術者						主要技術者
H29-13	⑨	町田市営住宅等長寿命化計画改定支援業務委託	町田市	東京都町田市都市づくり部都市づくり課	042-724-4269	2016年11月04日～2017年03月15日	玉野総合コンサルタント株式会社 東京都荒川区西日暮里二丁目26番2号	東京都荒川区西日暮里二丁目26番2号	03-6863-9101	t2749@tamano.co.jp	東京支店 まちづくり推進課 磯寄 宙	東京支店 まちづくり推進課 小倉 一昭 大島 佳世 岩崎 佑	東京都町田市全域	なし	(調査検討事項) 市営住宅等長寿命化計画の改訂(提案内容) 市内の住宅事情調査、市営住宅等ストックの現状把握及び履歴調査から課題等を整理し、改定方針に基づき需要見通しに基づく将来ストック量の推計を行い、事業費の試算、事業実施時期の調整等及び市営住宅供給の考え方を整理し、長期修繕計画を管理計画の作成、計画修繕等を含む維持管理計画の作成、計画修繕等との縮減効果算出を行った。	☆	
H29-14	②・④	花畑団地周辺地区コンサルティング業務委託	足立区	都市建設部 都市街地整備室 まちづくり課	03-3880-5437	2015年4月9日～2016年3月18日(2014～2016年度の3カ年契約)	(株)市浦ハウジング&ランニング 東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル4階	東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル4階	03-5800-0925	t-kikuchi@ichiura.co.jp	東京事務所 都市計画・設計室主任 印部 里菜子	東京都足立区花畑地区	(株)地球工務所 公園利用調査と方針検討	(調査検討事項) UR花畑団地地区のまちづくり計画に定められた「毛長川沿いの歩行者系ネットワークの構築」を目的し、毛長川、毛長公園の利用実態調査、改修方針、基本計画図を作成した。	☆		
H29-15	③	小田原駅前広場に係る交通機能検討業務委託	小田原市	都市計画課 都市計画係	0465-33-1572	2017年2月28日～2017年3月30日	株式会社エイト日本技術開発 東京都発 東京支社	岡山県岡山市北区津島京町三丁目1番21号	086-252-8917	miura-te@ej-hds.co.jp	東京支社 都市環境グループ 三浦 哲也	神奈川県小田原市小田原駅前周辺	なし	(調査検討事項) 前提条件の整理、駅前広場の規模検証と課題抽出、駅前広場の機能分散等の可能性検討(提案内容) 本業務は、小田原駅を対象に、駅前広場の東西の役割や必要機能を検証するとともに、駅前広場の機能分散可能性について検討・提案を行った。	☆		
H29-16	③	平成28年度さいたま市道路網計画見直し検討業務	さいたま市	都市局 都市計画部 都市計画課	048-829-1404	2016年06月28日～2017年03月24日	玉野総合コンサルタント株式会社	東京都荒川区西日暮里二丁目26番2号	03-6863-9101	t2749@tamano.co.jp	東京支店 まちづくり推進課 横木 剛	埼玉県さいたま市全域	なし	(調査検討事項) 道路網計画改訂版の策定(提案内容) 道路網計画策定以降の市の将来人口の見通しの変化の把握、上位・関連計画の策定・改訂の整理、道路網の進捗状況、都市計画道路網の見直し状況等を踏まえ、道路網の見直しを進める際の市民等の反応・個別路線の見直しを進める際のの問題や課題の整理、首都圏高速埼玉新都市線の延伸に向けた課題の把握・都市計画決定に向けた課題を整理した。	☆		

No.	業務分野	業務名	発注者情報			コンサルタント情報						業務対象地域等	JV・再委託に関する事項	業務内容	発注者の評価(総合評価)	特記事項	
			発注者	担当部署	連絡先(市代表)	履行期間	企業名称	所在	電話番号	E-mail	中心的に指揮した技術者						主担当技術者
H29-17	①	港区まちなみづくりマップスタンスタープラン改定支援業務委託(第1期)、(第2期)	港区	港区街づくり支援部都市計画課	03-3578-2215	2015年7月23日～2017年3月31日	株式会社計画技術研究所	東京都目黒区目黒3-9-3 クスクエア205	03-5773-1025	shimei@kgk-net.co.jp	佐谷和江 ^①	西原まり尋木良平	東京都港区	(株)地域総合計画研究所(代表)・(株)計画技術研究所の2社JV。弊社は主に全体構想部を担当	港区は今後も開発等による環境変化が想定されるため、それらを的確に誘導できるマスタープランとなるよう以下のような工夫をした。 ○将来都市構造で新たにゾーニング等を示し、各ゾーンや拠点のポテンシャルを明示した。 ○8つの分野すべてに方針図を示し、地区や個々の敷地の多面的な意味や役割を認知しやすくした。 ○「まちを楽しむ」「にぎわいの創出」等、場の使い方で見越した整備・開発を誘導する方針を多数示した。	☆☆	-
H29-18	⑥、⑦	岡崎市防災都市づくり計画策定業務	岡崎市	都市整備部都市計画課	0564-23-6260	2015年7月2日～2016年3月18日 2016年5月12日～2017年3月24日	中央コンサルタント株式会社	名古屋市中区那古野二丁目11番23号	052-551-2541	nagoya-info@chuoh-c.co.jp	本店・都市整備部 中島慎一朗 小川徹 本店・技術監理部 柴田寛司	本店・都市整備部 中島慎一朗 小川徹 本店・技術監理部 柴田寛司	愛知県岡崎市	なし	☆	ワークショップの項目に対する確実な答えを導き、地域性を考慮した共助の防災まちづくりの取組みを提案し、住民とともにとりまよって、地域の共助の取組みを軌道に乗せた。	
H29-19	①	松本市立地適正化計画策定業務委託	松本市	建設部都市政策課	0263-34-3251	2016年6月27日～2017年3月27日	株式会社エイイト日本技術開発株式会社	東京都中央区本町1-10-1	086-252-8917	oka-ryo@ej-hds.co.jp	東京支社都市環境グループ 伊地知大輔 三浦哲也 古城雅史	東京支社都市環境グループ 岡亮介	長野県松本市	なし	☆	主担当技術者4名のうち、実質的に2名で業務を遂行しており、組織的・総合的な対応が望まれる。	

最新情報は

ejob 事業 検索



or



or

<http://www.tokeikyou.or.jp/touroku.html>

イ
ー
ジ
ョ
ブ

E★job

ejob とは、
excellent job (良い仕事)
を指す言葉です。



問合せ先
E-mail
関係団体

ejob 事業運営委員会事務局 (公益財団法人 都市計画協会内)
ejob@tokeikyou.or.jp (記録確保の観点から、問い合わせはメールでお願いいたします)
公益社団法人 日本都市計画学会 公益財団法人 都市計画協会
一般社団法人 都市計画コンサルタント協会 認定特定非営利活動法人 日本都市計画家協会

発行日：平成 30(2018) 年 3 月

発行者：都市計画コンサルタント優良業務登録事業運営委員会